

第2次芦屋市消費者教育推進計画の体系《基本施策1》

目標	自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する
基本施策1	消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

①芦屋市消費者教育推進計画	見直しの視点		④第2次芦屋市消費者教育推進計画	
推進の方向性	②国の方針・社会動向	③アンケート調査結果等から見た主な課題	達成目標	
1. 消費者教育推進地域協議会（仮称）の設置	<p>【国の方針】 ○消費者教育推進に関する基本的な方針（平成30年3月20日変更）</p> <p>当面重点事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 若年者消費者教育 2. 消費者特性に配慮した体系的な消費者教育推進 3. 高度情報通信ネットワーク社会発展に対応した消費者教育推進 <p>【社会動向】 ○家計消費国内総生産（GDP）過半数（291.9兆円／538.4兆円） ○インターネット利用拡大、「デジタルコンテンツ」に関する相談件数増加 ○成年年齢下げについて検討も踏まえた実践的な消費者教育重要性の高まり ○社会安定と持続可能性の重要性の高まり（SDGs）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活トラブルにあったときの相談先がわからない人の割合が1割強となっており、芦屋市消費生活センター等の専門相談機関のさらなる周知を行い、適切な解決につなげていくことが必要 ・過去3年間に消費生活トラブルを経験した割合は、前回調査時より増加。専門機関には相談せず自ら解決を図る人もおり、トラブルの未然防止や対応力の強化に向け、消費者一人一人が知識を身につけることが必要 ・10歳代、20歳代では、トラブル・被害にあった際、適切な専門機関につながっていない恐れがある。また、商品の購入の際に注意している人が少ないなどの問題がみられており民法改正をふまえ、若年者への消費者教育の推進が課題 ・年代を問わずインターネット利用が拡大し、市民の関心も高くなっており、高度情報通信ネットワーク社会発展に対応した消費者教育を推進することが必要 ・子ども、成人、高齢者の対象ごとに必要な情報入手手段をみると、ニーズが異なることから、必要な情報を各ライフステージの情報入手の特徴をふまえ効果的な方法を活用することが必要 	<p>（1）消費者が消費生活の知識を身につけ、消費生活トラブルを未然に回避できる。消費者が消費生活トラブルにあった時に、対応できる力を身につける。</p>	
2. 消費生活センター機能の強化			1. 消費生活センター機能の強化	（2）消費者が消費生活センターの機能を理解し、センターを有効活用する。
3. 庁内連携の強化			3. 庁内連携の強化	（3）行政が、庁内連携強化により、多角的な視点から消費者教育に取り組む。
4. 子どもの消費者教育の推進			2. 子ども・若者の消費者教育の推進	<p>（1）消費者が必要な時期に、必要な消費生活の知識を身につける。消費者が年齢に応じて、自ら考え、選択し、行動できる。</p> <p>（2）家庭や学校を通じた消費者教育の機会が充実する。行政が、子どもの育成や安全を守る主体と連携し、消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止に取り組む。</p>
5. 障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現			3. 障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現	<p>（1）障がいの特性に応じて、障がいのある人が、必要な消費生活の知識を身につけ、消費生活トラブルを未然に回避できる。障がいのある人が、消費生活トラブルにあった時に、対応できる力を身につける。</p> <p>（2）行政が支援団体などと連携し、障がいのある人の消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止に取り組む。</p>
6. 高齢者への消費者教育の推進			4. 高齢者への消費者教育の推進	<p>（1）高齢者が消費生活の知識を身につけ、消費生活トラブルを未然に回避できる。高齢者が消費生活トラブルにあった時に、対応できる力を身につける。</p> <p>（2）行政が支援団体などと連携し、高齢者の消費生活トラブルの未然防止、早期発見、再発防止に取り組む。</p>
		5. 高度情報通信ネットワーク社会における消費者教育の推進	<p>（1）消費者が、高度情報通信ネットワーク社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信や適切な利用ができる。消費者が、高度情報通信ネットワーク社会に伴うさまざまなトラブルにあった時に、対応できる力を身につける。</p>	

第2次芦屋市消費者教育推進計画の体系《基本施策2》

目標	自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する
基本施策2	参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上



第2次芦屋市消費者教育推進計画

令和2年3月

発行 芦屋市市民生活部地域経済振興課
〒659-0065 芦屋市公光町5番10号
電話：0797-38-2179